

平成24年(行ウ)第347号、501号、502号 紹与等請求事件
原 告 日本国家公務員労働組合連合会行政職部会外370名
被 告 国

準備書面(2)

2013年4月5日

東京地方裁判所民事第19部C2b係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	岡	村	親	宣
同	佐	久	間	輔
同	小	部	正	治
同	加	藤	健	次
同	山	添		拓
同	尾	林	芳	匡
同	萩	尾	健	太
同	三	澤	麻	衣子
同	野	本	夏	生
同	佐	渡	島	啓

原告らは、被告国の誠実交渉義務違反及び紹与改定・臨時特例法の立法事実の不存在について、以下のとおり、主張を補充する。

はじめに

民主党政権は、2009年8月の総選挙において、国家公務員の総人件費2割削減をマニフェストに掲げたもののその実現には大きな障害があった。それは、憲法28条において保障された労働基本権の制約の代償措置として人事院勧告制度が存在していたからである。しかも、2割削減すべき契機や大義名分もないまま推移した。民主党政権は、人事院勧告とは無関係に大幅な給与引き下げを强行するための法的手立てと大義名分（立法事実）を必要とした。

①その手立てが、国家公務員に対して協約締結権を付与すると同時に、その先取りとして国家公務員で組織する労働組合と協議して合意するというシステム（自律的労使関係制度）であった。当時の片山総務大臣は、原告国公労連に対して、自律的労使関係制度を先取りする形で話し合いを行った上で、給与減額法案と自律的労使関係制度関連法案を一体で提出することを表明して、給与減額に合意するよう強く求めたのである。

②同時に、片山総務大臣は、給与減額を地方公務員には波及させないとも約束した。

③加えて、東日本大震災の復興のためにという大義名分を掲げて、原告国公労連に対して、合意を求めたのである。

これらの説明・約束・大義名分は、政府の給与減額提案の大前提となる重要な基盤・土台であった。ところが、給与改定・臨時特例法案提出の際の三党合意がなされた時点では、この大前提是いずれも崩れていた。さらにその後1年以上が経過した現在では、大前提の破綻はいっそう明白となっている。

それらは、給与改定・臨時特例法案の審議時はもちろん、交渉の当初から、給与減額の大前提について明確な根拠や担保のないことだったのである。

このように明確な根拠や担保のない説明・約束・大義名分を前提とした交渉は、不誠実極まりないものであって、「自律的労使関係制度の先取り」というにはおよそ相応しくないものである。

第1　自律的労使関係制度の先取りという説明の破綻

1　民主党政権の国家公務員給与減額のための対応

(1) 片山総務大臣の国会答弁

2010年秋、政府における給与減額問題の担当大臣である片山総務大臣をはじめとする民主党政権は、人事院勧告を無視した国家公務員の給与減額、いわゆる「深堀り」だけを行えば、労働基本権を保障した憲法28条に抵触することを前提とする態度をとっていた。

例えば、2010年10月28日に開催された第176回国会衆議院総務委員会において、橋慶一郎・自民党議員から、「（略）勧告の内容から深堀りをしてはという議論が随分、新聞紙上、あるいは片山大臣も検討されたやに伺っております。（略）労働基本権の問題を素通りしてこの勧告の深堀りをすることは不可能に近いというのが、最高裁の判例なんかも含めた、仙谷前大臣あるいは階前政務官のお考えだったように理解しております。（略）片山大臣の見解を確認させてください。」との質問がなされた。

これに答えて、片山総務大臣は、「（略）やはり労働基本権の回復の問題は、避けて通れない問題だと思います。人事院勧告制度というのは労働基本権制約の代償措置として設けられているものですから、それらが密接に絡み合う、これは当然であります。したがって、人事院の勧告というものは基本的に尊重しなければいけないということ、これは原則だろうと思います。ただ、現下の厳しい財政事情などを見ますと、緊急避難的に特例的なものがあつてもいいのではないかという考え方もあります。（略）それらをどういうふうに調和させるか、バランスをさせるかということを、今、最終的な詰めを行なっているところであります、いずれ、本当に近いうちに政府の方針を提示したいと考えております。」と回答していた（甲13）。

(2) 2010年11月1日の閣議決定

さらに政府は、11月1日の閣議決定において以下のことを確認している（甲14）。

①一般職の職員の給与については去る8月10日の人事院勧告どおり改定を行

う（今年の深掘りは実施しない）。

②国家公務員の給与改定については、次期通常国会に、自律的労使関係制度を措置するための法案を提出し、交渉を通じた給与改定の実現を図る。なお、その実現までの間においても、人件費を削減するための措置について検討し、必要な法案を次期通常国会から、順次、提出する。

このような方針を探らざるを得なかったのは、前述の片山総務大臣の国会答弁からも明らかなように、労働基本権が制約された下で、何も措置することなく人事院勧告を無視して賃下げを行うことは憲法違反になると認識していたからにはかならない。

さらに、長年にわたり政府内で検討されてきていた自律的労使関係制度法案を提出し、交渉を通じて給与改定の実現を図ることを本筋としたのである。

その後、政府は、自律的労使関係制度法案の国会提出以前に国家公務員の労働組合との間で「給与引き下げに関する先取り的交渉と合意」をなすことにより、2012年度からの「深掘り」を実現しようとした。自律的労使関係制度が成立した後に、その制度に基づき労使交渉を経て合意するのが本筋であるが、その順序を逆にしたのである。政府にとっては、自律的労使関係制度法案の成立が「合憲」の絶対条件であった。

2 「自律的労使関係制度の先取り」とはいえない交渉の実態

（1）原告国公労連に対する説明

最初に交渉がなされた2011年5月13日交渉（甲1）の冒頭において、片山総務大臣は、「現在の人事院勧告制度の下で、極めて異例のことであるが、自律的労使関係制度が措置される間においても、それを先取りする形で話し合いを行なった上で、給与引き下げ法案と自律的労使関係制度の関連法案を一体で提出したいと考えている。」として、今回の交渉が「自律的労使関係制度を先取りして行なわれる交渉」であることを明確に説明している。

それに対し、2011年5月20日の交渉（甲3）において、原告国公労連・岡部書記長は、「今回の交渉は自律的労使関係制度の先取りだというが、現状は人勧制度の下にある以上、交渉の法的根拠を明確にすべきだ。新たな労使関係が

確立されるまでの間は、政府によって賃下げが強行されても組合は対抗手段がないこととの関係はどう説明できるのか」と問いただした。

これに対して、総務省・内山政務官は、「（人件費が）削減されても抗弁できないことは認識している」と回答し、また、人事・恩給局長も、「不調の場合、（紛争）調整の制度が無いのは確かだが、まさに臨時・異例の対処として臨時・異例の方法をとらざるを得ない。最終的には国会で判断する」と述べ、逃げの答弁に終始した。

さらに、最終交渉となった2011年6月2日の交渉（甲6）において片山総務大臣は、「（労働基本権回復なしの賃下げは違憲・違法かについて）本来、労働基本権を整理した上で給与を論ずるのが一番まっとうなやり方だ。しかし、昨年の人勧処理の段階で決定したとおり、労働基本権決着前の異例の取扱いで、それを先取りする形で決めたいと表明していたもの。」と回答し、合憲であると強弁した。

最終的に、原告国公労連・宮垣委員長は、「人勧制度の下で、政府の判断で法案を出して、国会で承認されればよいという認識は問題だ。そうなれば勤労者としての公務員の権利はどうなるのか。政府は自律的な労使関係制度の先取りというが『いいとこどり』でしかない。」と批判したのである。

これに対して、片山総務大臣は、「（自律的労使関係制度の）『いいとこどり』といわれても仕方ない面はあるが、厳しい財政事情の中での臨時・異例の措置、时限的であること、（略）国会に最終結論を委ねていることということで、国民にも理解いただけると期待している。」と開き直ったのである。

（2）虚構の「自律的労使関係制度の先取り」は誠実交渉義務に反する

以上の原告国公労連の主張にあるように、政府が提出しようとしていた「自律的労使関係法案」は、現在、団結権、団体交渉権が認められている職員に対して、①団体協約締結権を回復するとともに、②交渉が不調に終わった場合の救済措置である「あっせん、調停及び仲裁」手続きが定められるものである。政府が「自律的労使関係制度を先取りして行なわれる交渉」といくら言い繕ったとしても、法律が制定されていない以上、交渉不調の場合の救済措置はないことから、「自

律的労使関係制度を先取りして行なわれる交渉」にはなり得ない。

それにも関わらず、上記の通り、政府は、そのことを承知の上で「自律的労使関係制度を先取りして行なわれる交渉」と説明して交渉を開始したのであり、それは誠実交渉義務に違反するものである。

(3) 誠実な団体交渉はなされなかつた

政府が「自律的労使関係制度の先取り」と言う以上、少なくとも、民間と同様の合意を目指した誠実な交渉がなされなければならない。ところが、給与臨時特例法案提出に至るまでの政府と原告国公労連との交渉は、およそそうした誠実な交渉とはいえないものであった。このことは、準備書面（1）で詳しく述べたとおりである。

3 自律的労使関係制度法案の成立の保証はなかつた

(1) 「給与臨時特例法案」と自律的労使関係制度関連法案は同時成立が前提

一般職の国家公務員で組織する労働組合は、原告国公労連の外に、連合に所属する職員団体で構成する公務員連絡会がある。この公務員連絡会は、民主党政権とは極めて親和性のある組織であった。

「給与臨時特例法案」は2011年6月3日に国会提出されたが、それに先だつ交渉の中で、政府は連合・公務員連絡会に対して以下のことを約束している。

ア 2011年5月23日の交渉（甲15）において公務員連絡会・棚村議長は、「（略）本日は、政務官との交渉の到達点を踏まえ、改めて5点について指摘し、大臣から直接明確な回答をいただきたい。第一は、労働基本権付与の法案を同時に提出し、成立させる決意が大臣から示されたが、そのことを重ねて、かつ、より明確にされたい。（略）」と求めた。

これに対して、片山総務大臣は、「今回の給与引き下げの経緯やその措置が異例であることからしても、自律的労使関係制度の導入に係る法案は、同時に国会に提出したいと考えている。（略）政府としては、両法案とも提出だけでなく、今国会で同時に成立できるよう努力を尽くしたい。」と回答している。

さらに、公務員連絡会・棚村議長は、

「（略）労働基本権、協約締結権を付与する法案との同時決着について、13日

の大臣との交渉でも明確な考え方をいただいているが、この間、片山大臣とは信頼関係に基づいて交渉をしてきたと思っており、しっかり受け止めたい。（略）入口は同時になる見込みとの回答をいただいたが、出口についても絶対にセットでやっていただきたい。会期末に、削減法案を通して基本権法案はいつになるか分からぬといふようなことは絶対に認められない。立法府の動き次第だが、政府、与党の一体性の中で我々と大臣との両法案の取扱いについての約束を絶対に履行してほしい。」と質した。

それに対して、片山総務大臣は、「自律的労使関係法案との同時決着については、（略）2つの法案が泣き別れることのないよう中野大臣とともに努力していきたい。」と発言した。

イ この日の交渉を受けた国家公務員の給与引き下げについての公務員連絡会声明

（甲16）には、「本日、改めて大臣交渉を実施し、大臣に、①基本権付与の法案と特例法案の同時提出、同時成立、（略）④地方公務員への影響の遮断と独法等の自主的給与決定などを要求し、回答を引き出すことができた。今回の措置は、人事院勧告制度の下で、勧告を経ずに給与を引き下げるという極めて異例な措置であるが、労働基本権の付与と自律的労使関係制度の確立を先取りする形であり、

（略）政府との間で真摯で誠実な交渉を行なったことを踏まえ、今後、労働基本権が付与され、労使交渉によって公務員労働者の適切な給与・労働条件を自律的に決定することを強く確信し、今回の給与引き下げ措置を受け入れることとしたものである。」と記載されている。

ウ さらに、法案提出日である6月3日には国家公務員の給与に関する内閣総理大臣の談話として、「（略）現在の人事院勧告制度の下では極めて異例の措置ではありますが、職員団体と真摯に話し合いを行なった上で今回の給与減額措置を決定しました。また、本日、この減額措置のための所要の法案とともに自律的労使関係制度を措置するための法案を閣議決定したところであり、政府として両法案の成立を目指します。（略）」と公務員連絡会との約束を述べている。

エ 加えて、片山総務大臣は閣議後の記者会見（甲17）においても、「（略）今回の給与の引き下げの措置というのは、（略）いわば労働基本権を回復させると

いうことを法案として出す。それを先取りした形なので、したがって、今回の給与の引き下げの法案と、それから、労働基本権の回復の関係法案というのは、いわば表裏一体のものであるので、是非、これはひょうそくを合わせて、国会への提出も同時になりますけれども、できるだけ仕上がりの方もね（略）」と表明している。

（2）政府法案は棚上げされ議員立法の「給与改定・臨時特例法案」だけが成立

ア 民主・自民・公明三党の政調会長会談での合意内容

「給与臨時特例法案」と「自律的労使関係法案」の取扱いをめぐっては、2011年末から三党による実務者協議等が続けられてきたが、2012年2月17日、三党の政調会長会談で次のように「合意」した（甲18）。

- ① 公務員の給与の削減に関しては、政府提出の「給与臨時特例法案（人事院勧告は実施せず、臨時特例として平均7.8%削減）」ではなく、自民・公明両党が共同提出している「一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法案（人事院勧告を実施した上で、さらに平均7.8%まで削減）」を基本とする
- ② 地方公務員の給与については、地方公務員法及び「給与改定・臨時特例法案」の趣旨を踏まえ、地方公共団体での対応にあり方について、国会審議を通じて合意を図る
- ③ 「自律的労使関係法案」については、審議入りと合意形成に向けての環境整備を図る

これは、賃下げには「合意」するものの、自律的労使関係制度については審議入りすら確認していないものであった。

イ 民主党・輿石幹事長と連合・古賀会長との会談内容

一方、連合・公務員連絡会との約束に反し、賃下げだけを先行して行うこととなつたことの了解を取り付けるため、同日、民主党・輿石幹事長は連合・古賀会長と会談した。そして、自律的労使関係制度法案についても成立に全力を尽くすことを表明して、了解を取り付けている。

ウ 三党政調会長会談での合意及び法案成立を受けての公務員連絡会の声明等

一方、三党政調会長会談での合意を受けての連合・公務員連絡会の声明では、約束違反に対して厳しく批判し、法律が成立した段階での連合の談話（甲19）では、自律的労使関係法案の早期成立を強く求めた。

すなわち、連合・公務員連絡会の声明では、①人事院勧告を実施することに關し、「2011年度人事院勧告の実施は、連合をはじめ労使合意当事者である我々に一切の相談も事前告知もないまま行なわれたことは厳然たる事実であり、政党間協議という性格上、極めて機密性の高い問題ということは否定しないが、それが我々との信頼関係に優先するということはあり得ないことを厳しく喚起し、今後、このようなことが断じてないことを強く求めるものである。また、政府と関係組合との労使交渉及びその合意は、最も尊重されなければならないことは当然のことである。」と厳しく批判し、②自律的労使関係法案のとりあつかいに關しては、「当時の菅政権との間において、政府自らが自律的労使関係制度を先取ることを表明した交渉において、民主党及び政府との信頼関係の下、東日本大震災の復旧・復興の財源に充当するため苦渋の判断と決断を持って対応した国家公務員の給与削減に係る労使合意を踏まえれば、今般の三党政調会長合意は、極めて残念である。」としている。

また、給与改定・臨時特例法が成立した段階での連合の談話では、「給与に関する法律のみが先行し、労働基本権回復を盛り込んだ法案について未だに審議されていないことは極めて遺憾であり、与野党には速やかに国会での審議を開始するよう強く求める。」、「連合は、（略）関係組織と連携し、今国会での成立をめざして全力で取り組んでいく。」としている（甲20）。

（3）自律的労使関係制度関連法案はまともに審議されずに廃案に

自律的労使関係制度関連法案についての審議は、漸く2012年6月1日に衆議院本会議で趣旨説明、質疑が行なわれて、同日、内閣委員会に付託された。

しかし、内閣委員会では長い間放置され、8月31日に趣旨説明が行なわれ、9月5日には質疑が行なわれたが、与党だけの出席で、野党はすべて欠席の中で行われたものであり、実質的には審議は行なわれていないに等しいものである。その後、2012年11月16日、衆議院解散によって廃案となった。

4 小括

前述の通り、原告国公労連に対して給与減額提案を行なった際に、片山総務大臣が、「自律的労使関係制度が措置される間においても、それを先取りする形で話し合いを行なった上で、給与引き下げ法案と自律的労使関係制度の関連法案を一体で提出したいと考えている」として、今回の交渉が「自律的労使関係制度を先取りして行なわれる交渉」であることを説明した。

しかし、前述のように、「自律的労使関係制度を先取り」ということ自体が当時から虚構であった。さらに、上記の説明をした以上、2月17日の三党合意に際して、自律的労使関係制度関連法案の同時成立がなされなくなった段階で、政府の方から原告国公労連や公務員連絡会に交渉を申し入れるべきだったがそれもなされなかつた。そして、法案未成立により、自律的労使関係制度の実現は何の保証もなかったことが一層明確になった。

よって、三重の意味で、政府の原告国公労連との交渉の態度は誠実交渉義務に違反したものと言えるのである。

第2 地方公務員へ波及させないという約束は反故にされた

1 国公労連との交渉の中で地方公務員には波及させないと明言

原告国公労連は、政府等との協議・交渉においては、憲法違反の手法に対する抗議に加え、大幅に給与を削減する必要性（理由）がないこと及び地方公務員などに波及することは許さないことを重視して臨んできた。特に、地方公務員への波及に関しては、交渉の場に交渉委員として地方自治体の職員で結成している自治労連の野村委員長及び全国各地の教育機関で働く教職員で組織する全教の北村委員長も参加している。

2010年5月13日の最初の交渉（甲1）において、原告国公労連委員長や自治労連委員長及び全教委員長らの追及に対して、片山総務大臣は、「政府として国家公務員についての結論と同時に地方公務員にも同様の措置を求めるることは考えていない。（略）今回も地方公務員について物言つもりはなく、その点は誤解ないように願いたい。」と明確に地方公務員への波及を否定したのである。

片山総務大臣は、6月2日の交渉でも、「大震災でいっそう財政事情が厳しくなり、やむを得ない措置として提案したもの」と給与削減の理由を説明した。さらに、「国に準じてと言うつもりはない。地方財政の財源措置の抑制のようなこともやるべきではない。」と、地方公務員への波及をきっぱりと否定していた（甲6）。

2 連合・公務員連絡会との交渉でも地方を追い込まないと説明

連合・公務員連絡会との2011年5月23日の交渉（甲15）において、公務員連絡会・棚村議長は、「（略）地方公務員、独立行政法人、国営企業等への影響の問題である。大臣から、地方公務員に同様に削減を求めるつもりはないとの明確な回答をいただいたが、あわせて地方交付税、義務教育費国庫負担金について、国家公務員の給与引き下げを反映させないことを、改めて、政府を代表してこの場に臨んでいる立場から明確にされたい。（略）」と求めた。

これに対し、片山総務大臣は、「（略）地方公務員の給与は、それぞれの自治体において現状の給与の水準を睨みながら、労使交渉で誠実に話し合って、議会で決めるものであるというのが決定原則であり、これは尊重されるべきものである。国がこういう措置をとるから一律にああしろこうしろという筋合いのものではない。

（略）また、国が財政措置を一方的に決定し、財政面から地方を追い込むというのはふさわしくないと思っている。」と、きっぱりと述べていた。

3 地方公務員給与減額についての政府の方針転換

このように、国家公務員に対する賃下げに当たって政府は、繰り返し、「地方公共団体に要請することはしない」と明言していた。

また、2011年6月3日の「地方公務員の給与削減に関する質問主意書への政府回答」（甲25の1，2）でも以下の通り明白であった。

「（略）片山総務大臣は、『国がこうやったから自治体も一律現状から何パーセント下げるなんてことを仮にやるとしたら、それはもう全く愚策なのですよね。』との発言をしている。総務省としては、この発言のとおり、地方公共団体に対して、今後、国会において法案のご審議をお願いすることとしている国家公務員の給与の引下げと同様の引下げを要請することは考えていない。」（2012年6月21日参議院内閣委員会でも同趣旨の発言）

ところが、2011年2月17日の三党合意では、

「② 地方公務員の給与については、地方公務員法及び「給与改定・臨時特例法」の趣旨を踏まえ、地方公共団体での対応にあり方について、国会審議を通じて合意を図る」とされ、転換が図られた。

その結果、「給与改定・臨時特例法」附則第12条（地方公務員の給与）では、「地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。」とニュアンスが変えられている。

そして、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の公布について」（甲26）では、「（略）地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるよう期待いたします。」と路線を転換している。

さらに政府は、2013年1月28日に地方公共団体に対して国同様の賃下げを行なうよう要請した。「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」（甲23）では、「（略）平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請いたします。（略）なお、本通知は地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。」と、自治体への事実上の強制を行っているのである。

4 小括

地方公務員へ給与減額を波及させないと約束は、給与改定・臨時特例法案に関する三党合意の際にすでに破られていた。当初の提案時の約束とは違うのだから、三党合意後に政府から原告国公労連に対して交渉申し入れがなされるべきだが、それすらなかった。そして、地方公務員への波及が進行してきたのである。

結局、地方公務員に波及させない、との約束は口先だけだったといわざるを得ない。まさに不誠実な交渉の典型である。

第3 立法事実の不存在と誠実交渉義務違反＝大震災はただの口実だった

1 納入改定・臨時特例法の趣旨と立法事実の不存在

納入改定・臨時特例法は、第1条（趣旨）に、「この法律は、（略）我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人事費を削減するため、一般職の職員の給与に関する法律等の特例を定めるものとする。」と定めている。

しかし、同法制定を挟んだ時期の政府の見解等からは、この立法趣旨が口実に過ぎないものであり、同法の立法事実に合理性・必要性が認められないことが明らかである。

そうであるにも関わらず労働基本権制約の代償措置たる人事院勧告を無視して国家公務員の給与減額をなした同法は違憲無効と言うべきである。

また、政府は虚偽の理由を述べて原告国公労連との交渉に当たっていたことになるから、この点でも誠実交渉義務違反であると言えるのである。

以下に詳論する。

2 国家公務員の給与減額理由の変遷

（1）民主党政権の思惑

民主党は2009年8月の総選挙において、国家公務員総人件費2割削減をマニフェストに掲げ、政権を獲得した。政府は、このマニフェストを実現するため、2010年度から人事院勧告を超える給与減額を「深掘り」と呼んで実行しようとしていたのである。当然、大震災への対応とは無関係であった。

前述の通り、大震災以前の2010年10月28日に開催された第176回国会衆議院総務委員会において、橋慶一郎・自民党議員から、「（略）勧告の内容から深掘りをしてはという議論」について、片山総務大臣（当時）は質問されて「緊急避難的に特例的なもの」についての検討について言及していたのである。

しかし、そのための大義名分もないばかりか、人事院勧告を超える賃下げを強行することは、国家公務員にも労働基本権を保障した憲法28条に違反する可能性があったため、政府は慎重な対応をしており、11月1日の閣議で自律的労使関係制度関連法案を提出することを決定したことは前述の通りである。

(2) 大震災を新しい口実に

ところが、2011年3月11日に東日本大震災が起こるや、政府はこれを給与減額の絶好の口実とした。

2011年5月13日の最初の交渉（甲1）の冒頭において片山総務大臣は、「わが国は厳しい財政事情にあり、特に今般の東日本大震災の発生とそれへの対処を考えれば、歳出削減は不可欠だ。」と賃下げの大義名分（理由）を説明したのである。

ただし、同時に、片山総務大臣自身、「かねてより、政府としては現下の社会経済情勢や厳しい財政事情を踏まえ、国家公務員の人件費を削減する措置について検討してきた」として、東日本大震災が後付けの理由であることを前提とした発言もしている。

(3) 地方公務員への拡大と国家公務員に対する賃下げ理由の消滅

しかし、2013年1月24日に閣議決定した「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（甲22）では、「5 各地方公共団体においては、これまでも自主的な給与削減措置や定員削減などの行財政改革の取組が進められてきたところであるが、一方で、東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっている。こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請する。」と記載されている。

さらに、政府の「都道府県知事あて 新藤義孝総務大臣の書簡」（甲24）でも、以下のように、明白に交渉時とは異なる説明を繰り返しているのである。

「（略）国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請することとしております。（略）今回の要請は、単に『地方公務員の給与が高いから』、あるいは、単に『国の財政状況が厳しいから』行なうものではありません。現下の最大の使命である

『日本の再生』に向けて、国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集する必要がある中、当面の対応策として、平成25年度に限って、緊急にお願いするものであります。

(略) 防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっており、(略) また、今後、負担増をお願いすることとなる消費税について国民の理解を得ていくためには、まずは公務員が先頭に立って、『魄より始めよ』の精神でさらなる行財政改革に取り組む姿勢を示すことが重要だと考えております。」

すなわち、政府は、地方公務員に対する給与減額の理由では、「国の財政事情が厳しいから行なうものではありません。」と明言するとともに、「消費税について国民の理解を得ていくため」に行なうとしている。国家公務員に対する賃下げの理由である「厳しい財政事情」や「東日本大震災に対処する必要性」という賃下げを行わざるを得なかつたとする理由は消滅している。

これは、政権交代、国家公務員と地方公務員の違いや情勢の変化などで説明の付くものではない。

成立した「給与改定・臨時特例法」は民主・自民・公明三党が共同提出した議員立法法案であり、現在は自民・公明両党が政権与党であることから、国家公務員に対する給与減額の理由について責任を追う立場にあることは明らかである。また、わずか1年の間に財政状況が変わったわけでもない。むしろ、政府は「アベノミクス」の名のもとに、国家公務員の給与引き下げ額とは比べものにならない13.1兆円もの2012年度補正予算を組み、大型公共事業などに財政支出をしており、財政難など全く気にかけていないのである。

3 小括

こうした財政支出が可能であることや給与減額理由の変遷からすれば、人事院勧告を無視して国家公務員の給与を減額する必要性はもともとなかったのである。

それは立法事実の不存在を裏付けるものである。同時に、このような根拠のない理由を説明しただけで交渉を打ち切ったことは、誠実交渉義務違反にほからぬ。

以上